

第 54 期令和 5 年度高知県最低賃金専門部会(第 1 回)議事要旨

- 1 開催日時 令和 5 年 8 月 1 日 午前 11 時 10 分から午前 11 時 40 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 3 名

4 議題・議事要旨

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
部会長及び部会長代理が選出された。

- (2) その他

ア 高知県最低賃金専門部会運営規程(案)が承認された。

イ 第 2 回以降の専門部会について公開することとした場合に率直な意見交換に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とされた。

ウ 労使の基本的主張が行われた。

労働者代表委員からは、

昨年の高知県最低賃金の引上げ額は 33 円であり、消費者物価指数の基礎的支出項目の上昇(3.66%)により相殺され、事実上 3 円の引上げに止まっている。

今年度においては、その後の消費者物価指数(生鮮食品を除く)の上昇が 4 ~ 5 %であることや、非正規労働者の 3 分の 1 は主たる稼得者であることを踏まえ、一人の労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金(連合リビングウェイジによる時間額換算 1,030 円)とすること。

現在、最低賃金は最高額 1,072 円(A ランク東京都)、最低額 853 円(C ランク高知県)であり、最低賃金が時間額に統一された時点の 104 円から 219 円に拡大しており、同一労働同一賃金の考え方に基づいて、ランク間格差を是正するべきである。

経済の自立的成長のため、賃上げを起点とし個人消費の拡大による経済の好循環を図ることが重要であり、最低賃金をあるべき水準に引上げ、個人消費を促すことにより、価格転嫁の問題を解消することや、賃上げしやすい環境づくりの諸政策を同時並行的に取り組むべきである。

等の主張がなされた。

一方、使用者代表委員からは、

県内企業には、人材確保や物価高による社員の不安や負担の軽減など企業の積極的な目的もあって賃上げを実施した企業があるが、その一方で、業績が厳しい企業においては、価格転嫁を担保する政府の具体的な対策が見えない状況で、賃上げすることは困難である。

原材料費の高騰に加え、コロナ対策の融資返済が本格化しており、業績の回復できない企業にとっては、最低賃金の引上げが、倒産の増加や経営の悪化を招き、雇用の減少につながりかねない。

最低賃金が企業の業績等に関係なく、罰則の対象となることも考慮すれば、最低賃金の改正の審議に当たっては、最低賃金の発効日に偏重することなく、目安額の根拠や、最低賃金決定の 3 要素、地域の実情について丁寧に検討し、慎重に議論を重ねたうえで、県民に納得感のある説明ができるようにしなければならない。

等の主張がなされた。

エ 次回第 2 回専門部会の開催は 8 月 2 日(水)午前 10 時から開催することとされた。